

報道各位

自己負担限度額の判定誤りに係る高額療養費等の支給漏れについて

1 概要

令和5年7月19日に管内市町村からの問合せにより、後期高齢者医療における自己負担限度額の所得区分判定に不備があることが判明し、点検を実施した結果、2名の方に高額療養費・入院時食事療養費の支給漏れがあることが判明しました。

2 原因

当広域連合では、後期高齢者と同一世帯内の、所得申告がない18歳未満の方について、コンピュータシステムにより、所得を0円とみなす処理を実行した後に、自己負担限度額の所得区分の判定処理を実行する取扱いとしていました。

しかし、令和4年6月に実施した広域連合内のシステムの運用スケジュール見直しに伴い、処理の実行順を逆に変更してしまったため、正しい判定ができなかったものです。

3 影響

18歳未満の世帯員と同居している後期高齢者のうち、令和4年度分(R4.8.1～R5.7.31)の自己負担限度額を、正しくは「区分Ⅰ」として判定すべき方15名について、誤って「区分Ⅱ」として判定していました。

「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」は入院時の自己負担限度額及び標準負担額(食事代)に差異があるため、15名のうち、令和4年度中に入院歴がある2名の方について、高額療養費・入院時食事療養費の一部が未支給となっていました。未支給額の合計は2名分で19,610円です。なお、入院歴のない13名については影響はありません。

また、令和5年度分(R5.8.1～R6.7.31)の自己負担限度額についても、同様に9名が誤って「区分Ⅱ」で判定されていましたが、自己負担限度額が適用される令和5年8月1日までに「区分Ⅰ」への修正を完了したため、影響はありません。

(参考) 自己負担限度額の所得区分：区分Ⅰと区分Ⅱの違い

	区分Ⅰ	区分Ⅱ
	世帯全員が住民税非課税 かつ収入が一定額以下	世帯全員が住民税非課税 ※未申告者以外の全員が 非課税の場合も該当
自己負担限度額/1月	15,000円	24,600円
食事代/1食(療養病床以外)	100円	210円

※ 区分Ⅰ・区分Ⅱ共に窓口負担割合は1割

4 対応

影響のあった2名に対し、お詫びを行った上で、未支給分(合計19,610円)を追加支給します。また、システム処理の手順を見直し、次年度以降は、正しい所得区分で判定されるようマニュアルの改訂を行いました。

5 再発防止策

今後、システムの処理手順の変更等、システム運用を見直す際は、広域連合職員と委託業者(システムベンダー)との間で相互に影響範囲を確認するとともに、十分に検証を行った後にシステム処理を実施することを徹底します。

【お問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課長 寺山
TEL : 025-285-3222
FAX : 025-285-3315